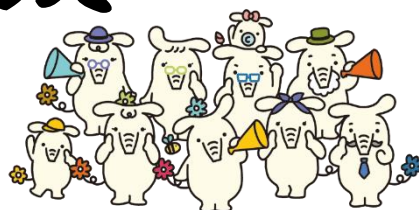


次の世代につなぐ

JA みづま相続 定期貯金

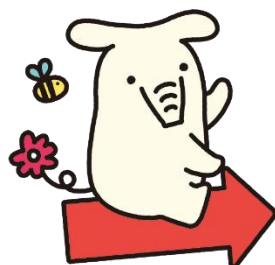


取扱期間: 令和6年4月1日から令和7年3月31日

店頭金利の

10倍

でお預かり致します



©よりぞう

預入期間: 1年(自動継続)

預入金額: 100万円以上

詳しくは窓口までおたずね下さい

取扱概要

《取扱期間》 令和6年4月1日～令和7年3月31日

対象となる方	相続により貯金等をお受け取りになられた日から1年後の月末までにお預入れいただいた個人のお客様。
対象商品	●スーパー定期貯金（新規の自動継続定期貯金） ●大口定期貯金（新規の自動継続定期貯金）
預入期間	1年
適用金利	お預入時の店頭金利の10倍 ※お利息については、20.315%（国税15.31%、地方税5%）の源泉分離課税がかかります。令和19年12月31日までの適用となります。
預入金額	おひとり様100万以上（相続により取得した金額）
中途解約	満期前に中途解約された場合は、解約時の当JA所定の中途解約利率を適用します。
確認書類	相続によりお受け取りになられた貯金等の金額及びお受け取りになられた日が確認できる資料。 ①遺産分割協議書の写し ②遺産分割協議書を作成されていない場合は、以下の書類をご提示下さい ア. 戸籍謄本、遺言書の写し等 イ. 相続手続依頼書の写し、被相続預金の利息計算書等
その他事項	①期間中であっても今後の金融情勢等により変更となる場合や取扱いを中止する場合があります。 ②特別金利は、初回満期日までとし、以降は継続日における店頭表示金利を適用します。 ③他の貯金キャンペーンとの併用預入れはできません。

詳しくは店頭窓口までおたずねください。

三猪町農業協同組合 本所
金融共済部 0942-64-2212